

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、企業価値の向上に努めることで各ステークホルダーの利益を最大限に高めるため、コンプライアンスの徹底を基礎に、社内の各部門が生産性の高い効率的な業務活動に邁進できるよう、管理体制及び監査体制を整え、経営の透明性を高め、迅速な意思決定が出来る組織体を整備することがコーポレート・ガバナンスの基本であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コードの各原則を全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

各開示項目については、2018年6月改訂前のコーポレートガバナンス・コードに沿った実施状況を開示しており、コード改訂を踏まえた実施状況については、2018年中の更新を予定しております。

【原則1-4いいわゆる政策保有株式】

【政策保有株式に関する基本的な方針】

(1)政策保有株式の保有に関する基本的な方針

当社グループは、事業機会の創出や取引・協業関係の構築・維持・強化、業界における地位の維持・強化のための経営戦略の一つとして、政策保有株式として他社の株式を取得・保有いたします。

取得した当該株式については、毎年、リスク・リターンについてモニタリングを実施し、取締役会において経済合理性や将来の見通しに基づき、保有の是非を総合的に判断しております。

(2)政策保有株式の議決権行使基準

政策保有株式を保有することとした会社の株主総会における会社提案議案については、株主価値の維持・向上の観点から妥当と認められない場合には反対票を投じることとしております。

【原則1-7関連当事者間の取引】

関連当事者取引については、少数株主をはじめとするステークホルダーの利益を害することのないよう、取引条件及びその決定方法については、他の取引先と同等の条件としております。

また、関連当事者取引のうち特に重要な取引については、取締役会の決議を行っております。

【原則3-1情報開示の充実】

(1)

当社グループは、中期経営計画を策定し、創業以来の企業理念であるお客様第一主義を徹底し、「生産性の向上」と「持続的な成長」を2大戦略に掲げ、「今後の成長の柱となる事業」の拡大と既存事業の継続的かつ効率的な推進により、企業価値の向上に努めてまいります。当社グループは、経営目標として、2020年度の数値目標を売上高1兆円以上、経常利益率5.0%以上、ROE10%以上を目指しております。

(2)

【コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針】

当社グループは、企業価値の向上に努めることで各ステークホルダーの利益を最大限に高めるため、コンプライアンスの徹底を基礎に、社内の各部門が生産性の高い効率的な業務活動に邁進できるよう、管理体制及び監査体制を整え、経営の透明性を高め、迅速な意思決定が出来る組織体を整備することがコーポレート・ガバナンスの基本であると考えております。

(3)

【取締役の報酬に関する基本方針】

取締役の報酬は、株主総会の決議により定められた額を上限として取締役会で決定しております。

報酬は、現金での報酬と株式報酬型ストック・オプションからなり、現金での報酬額は、業績に連動しない基本報酬と業績目標の達成度によって変動する業績連動報酬で構成しております。業績連動報酬は、委任した業務の達成状況を所定の基準により公正に評価し決定いたします。

また、株式報酬型ストック・オプションは、取締役(社外取締役を除く)の中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、業績目標を達成した時に付与することとしております。

業務執行から独立した立場にある社外取締役については、業績に連動しない基本報酬としております。

(4)

【取締役選任基準】

(1)取締役全般に関する基準

- 1.取締役としての職務執行に影響を及ぼすような利害関係等を有していないこと
- 2.取締役としての職務執行に豊かなバイタリティを有していること
- 3.優れた人望、品格、倫理感を有していること
- 4.豊かな経営的知識を有し、客観的判断能力、先見性等に優れていること

5.その他、コーポレートガバナンス構築の観点から取締役求められる資質を有していること

(2)取締役(社外取締役を除く)に関する基準

1.業務に関する豊かな知識、能力、ノウハウ、経験、実績を有し、自己の経験分野のみならず、当社グループの業務全般を俯瞰し、意思決定できること

(3)社外取締役に関する基準

- 1.出身の各分野において高い見識を有していること
- 2.独立かつ客観的な立場から、取締役会における意思決定にあたり、公正かつ透明性の高い適切な助言、提言ができること
- 3.独立かつ客観的な立場から、経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行えること
- 4.独立かつ客観的な立場から、会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督できること
- 5.独立かつ客観的な立場から、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に反映させることができること

(4)取締役候補者の指名の手続き

取締役候補者は、取締役会の決議により決定しております。

(5)

定時株主総会招集通知において、すべての取締役及び監査役候補者の選任の理由を開示しております。

〔監査役選任基準〕

(1)監査役全般に関する基準

- 1.監査役としての職務執行に影響を及ぼすような利害関係等を有していないこと
- 2.監査役としての職務執行に豊かなバイタリティを有していると同時に、監査品質向上に向けて自己研鑽に努めることができること
- 3.優れた人望、品格、倫理感を有していること
- 4.客観的判断能力等に優れていること
- 5.その他、コーポレートガバナンス構築の観点から監査役に求められる資質を有していること

(2)社外監査役に関する基準

- 1.出身の各分野において高い見識を有していること
- 2.独立かつ客観的な立場から、取締役会における意思決定にあたり、妥当性、適正性の観点から適確な助言、提言ができること

(3)監査役候補者の指名の手続き

監査役候補者は、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により決定しております。

〔補充原則 4-1-1〕

取締役会は、法令、定款及び取締役会規程に基づき、その意思決定を行っております。経営陣に対する委任の範囲は、「職務権限規程」により定めております。

〔原則4-9独立社外取締役の独立性判断基準及び資質〕

〔独立社外取締役の独立性判断基準〕

取締役会は、独立社外取締役の独立性の判断に当たっては、東京証券取引所が定める独立性基準を満たす者を、当社から独立性を有する者と判断しております。

〔補充原則 4-11-1〕

取締役会の多様性の観点から、取締役会の全体としての知識・経験・能力・専門分野のバランスを考慮し、その構成員たる取締役の管掌部門に偏りが無いように十分配慮することに加え、独立し客観的な立場で、ステークホルダーの意見を取締役に反映させるべく社外取締役を2名以上選任することを方針としております。

取締役候補者は、取締役会の決議により決定し、その選任は株主総会の決議によることとしております。

〔補充原則 4-11-2〕

取締役及び監査役の兼任状況については、有価証券報告書及び株主総会招集通知にて毎年開示しております。

〔補充原則 4-11-3〕

取締役会の実効性等の評価として、取締役会に参加する全役員に自主点検シートによるアンケートを実施しております。

質問項目

- (1) 取締役会の役割
- (2) 取締役会の運営
- (3) コーポレートガバナンス・コード対応
- (4) 取締役会の構成に対する評価
- (5) その他

以上の5項目について、回収した自主点検シートを事務局で集計し評価・分析し、その結果を取締役会において管掌役員より報告いたしました。2017年8月期の取締役会の実効性評価は、概ね実効性の高いガバナンスを保持していると評価しておりますが、社外取締役へ自主点検シートに基づき、審議内容の事前説明の実施等、取締役会運営の一層の改善に努めて参ります。

〔補充原則 4-14-2〕

〔取締役及び監査役に対するトレーニングに関する基本方針〕

当社は、取締役及び監査役に対して各目的に応じた以下の研修等を計画するほか、各取締役・監査役が個別に必要とするトレーニング機会の提供・斡旋及び費用の支援を行うことにより、取締役会全体の実効性を高めております。

- (1) 法令の改正、社会・経済情勢の変化により、企業として対処すべき課題が発生した場合には、全取締役・全監査役を対象に、研修を実施しております。
- (2) 取締役及び監査役の就任時には、法的な職責を理解するための研修を実施しております。
- (3) 社外取締役・社外監査役の就任時には上記のほか、下記研修を必要に応じて実施しております。
 1. 会社概要等に関する説明の実施
 2. 店舗等の当社グループ施設の視察等の当社グループ事業への理解を深めるための施策

〔原則5-1株主との建設的な対話に関する方針〕

〔株主との建設的な対話を促進するための体制整備及び取組み等に関する方針〕

- (1) 株主との対話全般については、経営企画本部長を責任者とし、株主との建設的な対話に向けて内容、機会の充実を図っております。
- (2) 対話をサポートする広報・IR部は、必要に応じて営業部門、経営企画部門、総務部門、財務・経理部門、法務部門、内部統制部門等の関係

- 部署と連携し、株主との対話の充実を図っております。
- (3)当社の事業およびその戦略等の情報提供については、決算説明会の開催に加え、個人投資家向け説明会等を積極的に開催しております。また、当社ウェブサイトにおいて株主との対話に資すると判断する動画の配信、資料の掲載を積極的に行なっております。
- (4)IR活動によって得られた株主、投資家等からの意見や要望等については、経営企画本部長から本部長会及び取締役会にフィードバックしております。
- (5)当社及び当社の子会社（以下、当社等）の役員・社員等が、その職務に関して取得した当社等又は取引先に関する未公表の重要事実については、「インサイダー取引管理規程」に基づき、情報管理の徹底を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	17,515,100	9.82
みずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託0700026	13,257,000	7.43
株式会社ラ・ホールディングス	9,361,500	5.25
管理信託(A001) 受託者 株式会社S M B C 信託銀行	8,898,100	4.99
三井住友信託銀行株式会社(信託口 甲1号)	8,617,600	4.83
野村信託銀行株式会社(信託口2052152)	7,500,000	4.20
管理信託(A009) 受託者 株式会社S M B C 信託銀行	6,800,000	3.81
株式会社T B S テレビ	6,119,000	3.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(リテール信託口820079254)	4,646,530	2.60
野村信託銀行株式会社(信託口2052116)	3,758,070	2.11

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

1. 上記のほか、自己株式が9,717,800株あります。
2. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。
- | | |
|--------------------------------------|-------------|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 17,515,100株 |
| みずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託0700026 | 13,257,000株 |
| 管理信託(A001) 受託者 株式会社S M B C 信託銀行 | 8,898,100株 |
| 三井住友信託銀行株式会社(信託口 甲1号) | 8,617,600株 |
| 野村信託銀行株式会社(信託口2052152) | 7,500,000株 |
| 管理信託(A009) 受託者 株式会社S M B C 信託銀行 | 6,800,000株 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(リテール信託口820079254) | 4,646,530株 |
| 野村信託銀行株式会社(信託口2052116) | 3,758,070株 |
3. みずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託0700026、管理信託(A001)受託者 株式会社S M B C 信託銀行、三井住友信託銀行株式会社(信託口 甲1号)、野村信託銀行株式会社(信託口2052152)、管理信託(A009)受託者 株式会社S M B C 信託銀行、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(リテール信託口820079254)及び野村信託銀行株式会社(信託口2052116)の全所有株式数並びに日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち12,503,400株(割合7.01%)については、新井隆二氏が委託した信託財産であり、議決権行使に関する指図者は同氏であります。
4. 前事業年度末において主要株主であった株式会社ラ・ホールディングスは、当事業年度末現在では主要株主ではなくなりました。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	8 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

1. 当社は、株式会社コジマ(東証一部上場)の議決権を50.1%(2018年8月31日現在)所有しております。
同社の取締役会等の重要な組織は同社独自に運営されており、経営の独立性は確保されております。
当社は、親会社として同社との間で経営に関する認識の共通化を行い、業績の把握をしておりますが、同社のコーポレート・ガバナンス体制は上場企業として充実していると判断しております。
2. 当社は、株式会社日本BS放送(東証一部上場)の議決権を61.4%(2018年8月31日現在)所有しております。
同社の取締役会等の重要な組織は同社独自に運営されており、経営の独立性は確保されております。
当社は、親会社として同社との間で経営に関する認識の共通化を行い、業績の把握をしておりますが、同社のコーポレート・ガバナンス体制は上場企業として充実していると判断しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐藤 正昭	他の会社の出身者											
山田 登	他の会社の出身者											
中井 加明三	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤 正昭	○	過去に、当社の主要な取引先(借入先)のひとつである(株)みずほ銀行の取締役副頭取でありました(平成14年4月～平成15年3月)。 当社は(株)みずほ銀行に対し、借入金残高を有しておりますが、本人は同行を平成15年6月に退任してから、相当の年数が経過しており、同行が当人を通じて当社の経営の意思決定に対して影響を与えることはございません。	佐藤正昭氏は経営者として豊かな経験と幅広い見識を有しておられ、その幅広い見地から当社経営に対する的確な助言、独立した立場からの監督機能の発揮により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。 当社は、独立役員の属性として、東京証券取引所の属性の判断に則り、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として指定いたします。

山田 登	○	過去に、当社の主要株主である株式会社BSジャパンの代表取締役でありました(平成19年6月～平成24年6月)。 本人は同社を平成24年6月に退任してから、既に6年経過しており、同社が当人を通じて当社の経営の意思決定に対して影響を与えることはございません。	山田登氏は経営者として豊かな経験と幅広い見識を有しておられ、その幅広い見地から当社経営に対する的確な助言、独立した立場からの監督機能の発揮により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。 当社は、独立役員の属性として、東京証券取引所の属性の判断に則り、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として指定いたします。
中井 加明三	○	——	中井加明三氏は経営者として豊かな経験と幅広い見識を有しておられ、その幅広い見地から当社経営に対する的確な助言、独立した立場からの監督機能の発揮により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。 当社は、独立役員の属性として、東京証券取引所の属性の判断に則り、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として指定いたします。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性	更新
-----------------------------	----

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	コーポレートガバナンス委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	コーポレートガバナンス委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役

補足説明

当社の経営の透明性を確保し、取締役会によるコーポレートガバナンスの充実に資するために、社外役員を中心とする任意の委員会としてコーポレートガバナンス委員会を設置し、特に重要な検討事項について、意見交換、提言をいただいております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況
四半期決算等の会計監査人監査時の他、必要に応じて会合を設け、監査計画、監査実施状況及び監査結果についてお互いに情報交換並びに意見交換を行い意思の疎通を図っております。

監査役と内部監査部門の連携状況
社長直属の独立した組織として内部監査室を設置しており、業務処理等に関する適正性及び妥当性につき、随時内部監査を実施しております。監査役は、内部監査室より事前に監査予定を報告されており、必要に応じて内部監査実施に立会いを行っております。また、定期的に内部監査報告会を開催し、全社的な業務改善に向けた取り組みを行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名
------------------------	-----

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
岸本 裕紀子	他の会社の出身者													
小原 久典	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岸本 裕紀子	○	——	岸本裕紀子氏は学識経験者として豊かな経験と幅広い見識を有しておられ、その幅広い見地からの当社経営に対する的確な助言、独立した立場からの監督機能の発揮等により当社の監査体制に活かしていただけるものと判断しております。 当社は、独立役員の属性として、東京証券取引所の属性の判断に則り、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として指定いたします。
小原 久典	○	過去に、当社の主要な取引先(借入先)であるみずほ銀行(旧 富士銀行、みずほコーポレート銀行)に勤務しておりました。 当社は株式会社みずほ銀行に対し、借入金残高を有しておりますが、本人は同行を平成15年5月に退任してから、年数が経過しており、同行が当人を通じて当社の経営の意思決定に対して影響を与えることはございません。	小原久典氏は経営者として豊かな経験と幅広い見識を有しておられ、その幅広い見地からの当社経営に対する的確な助言、独立した立場からの監督機能の発揮等により当社の監査体制に活かしていただけるものと判断しております。 当社は、独立役員の属性として、東京証券取引所の属性の判断に則り、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として指定いたします。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

取締役(社外取締役を除きます。)の中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気をより一層高めることを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

執行役員及び従業員(以下、「当社役職員」といいます)の中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、株主の皆様と当社役職員が価値を共有するとともに当社役職員の功労に報いるため、明確な基準を設けたインセンティブ制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2018年8月期に支払った報酬額

[取締役] 報酬:255百万円 人数:10名

[監査役] 報酬:19百万円 人数:2名

[社外役員] 報酬:35百万円 人数:5名

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額は年額450百万円以内、監査役の報酬限度額は年額80百万円以内と、第25期定時株主総会においてそれぞれ決議いただいております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の議案・開催日等については、経営企画部が取締役・監査役に対して事前に通知しております。事前に出欠を取っており欠席予定者に対しては、意見の表明が必要な事項に関しては承り、議事場で欠席役員の意見として表明することとしております。

なお、欠席役員に対しては、議事の経過及び結果について報告を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査役会制度を採用しております。監査役会は監査役4名(うち社外監査役2名)で構成され、取締役の業務執行を監査・監視しております。当社は、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、当該制度を採用しております。

取締役会は、取締役11名(うち社外取締役3名)で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役間の相互牽制により取締役の職務の執行を監督しております。取締役会は、取締役会規程に基づき、原則として毎月1回の定例取締役会を開催しているほか、経営上の重要事項が発生した場合には、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、監査役4名(うち社外監査役2名)も出席しております。取締役会では法令及び社内規程に従って重要事項を審議、決定するほか、各部門の担当取締役等から経営成績、業務執行状況及び予算実績差異報告等を受けております。

本部長会は、代表取締役社長、代表取締役副社長、専務執行役員、常務執行役員及び各本部長で構成され、内部統制担当役員及び常勤監査役も出席しております。原則として毎月1回開催し、取締役会付議事項及びその他社内規程に定められた事項の決定をしております。本部長会の構成員である各本部長は、毎月1回業務執行状況を報告するとともに、関係法令に抵触する可能性のある事項がある場合は、必ず本部長会に報告しております。内部統制担当役員は当該事項について必要な調査を行い、対応実施状況を本部長会に報告しております。

当社の各取締役の報酬額は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、貢献度、財務状況、経済情勢を考慮のうえ、取締役会の審議を経て代表取締役社長が決定しております。

各監査役の報酬額は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において監査役会の協議により決定しております。

当社は有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、当該監査法人の会計監査を受けております。2018年8月期において業務を執行した公認会計士の氏名は、指定有限責任社員・業務執行社員 末村 あおぎ氏、同 山本 道之氏であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の透明性を高め、迅速な意思決定が出来るように、社外取締役を含む取締役会において取締役会規程に基づき経営上の重要事項を決定、本部長会において取締役会付議事項及びその他社内規程に定められた事項の決定をしております。社外監査役を含む監査役会による監査・監視のほか取締役間の相互牽制により適正なコーポレート・ガバナンスを確保されているものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	11月中旬に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能にしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	英文招集通知を提供しております。
その他	当社が開設するIRホームページに株主総会の招集通知や決議通知等を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IR活動の目的と基本方針、情報開示の方法、将来の見通し、IR自粛期間および株価情報についてIRポリシーを定め、IRホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家を対象として、事業内容や今後の事業展開等について理解いただくため、説明会を開催しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家を対象として、決算の内容や事業の状況、今後の事業展開等について説明会を年2回開催しております。また、その状況を、後日ビデオオンデマンドにて配信しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRページを設け、事業内容に関連する事柄について紹介するほか、決算データ関連資料などを適宜掲載しております。また、同ページには月次売上情報も掲載しております。 ホームページ https://www.biccamera.co.jp/ir/index.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署を広報・IR部とし、部内に専任の担当者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業行動憲章を制定し、「お客様第一主義を実践し、最高のサービスをお客様に提供することで社会に貢献する」との経営理念の下、各ステークホルダーの利益の最大化、社会的信頼の維持・向上に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、省エネ型製品の普及促進活動、二酸化炭素排出量の削減目標設定、環境と経済が両立した循環型社会の形成のため3R(Reduce[リデュース]、Reuse[リユース]、Recycle[リサイクル])の推進等により、地球温暖化防止に努めております。また、製品安全自主行動指針を策定し、当社が提供する商品をお客様に安心してご使用いただけるよう、製品事故の発生を未然に防止する体制の構築に努めております。 次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画」を2015年5月に策定。厚生労働省より「子育てサポート企業」として認定を受けており、2018年7月19日付で厚生労働大臣より「プラチナくるみん認定」を取得しました。また、同年7月6日に「健康経営宣言」を発表し、従業員とその家族の健康をサポートし、従業員が個々の能力を発揮し、いきいきと働ける環境を整備し、従業員満足度の向上に努めております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、各ステークホルダーに対し、透明性及び公平性を確保するため、証券取引所の定める適時開示規則に従い、適時・適切な開示を行います。また、適時開示規則に該当しない情報につきましても、当社を理解していただく上で必要または有用と判断される情報については、可能な範囲で積極的に情報開示するよう努めております。
その他	当社は、個人情報保護体制の確立を証明する公的認証であるプライバシーマークを取得しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本方針

当社は、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するための体制の整備のため、次のとおり「内部統制システムに関する基本方針」を制定しております。取締役会は、内部統制システムの整備・運用について不断の見直しを行い、効率的で適法、適正な業務の執行体制を確立しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、企業倫理を重んじ、かつ、社会的責任を果たすため、「ビックカメラ企業行動憲章（以下「企業行動憲章」という。）」並びに「コンプライアンスマニュアル」を取締役及び使用人に周知徹底させる。
- (2) コンプライアンス担当役員は取締役総務本部長とし、コンプライアンス担当部門を法務部とする。法務部は、コンプライアンスに関するマニュアルを作成するとともに、取締役及び使用人に配布し、研修等を実施することにより、取締役及び使用人のコンプライアンスに関する知識を高め、これを尊重する意識を醸成する。
- (3) 「取締役会規程」及び「本部長会規程」に基づき、会議体において各取締役及び本部長の職務の執行状況についての報告がなされる体制を整備する。
- (4) 組織、職制、指揮命令系統及び業務分掌等を定めた「組織規程」、「職務分掌規程」、及び決裁制度の運用に関する基本的事項を定めた「職務権限規程」に基づき、これらの規程に従い職務の執行がなされる体制を整備し、経営環境の変化に対応する。
- (5) コンプライアンス相談窓口、個人情報お問合せ窓口、製品事故に関するお問合せ窓口を設置し、広く社内外からの情報の入手及びその活用を図る体制を整備する。コンプライアンス相談窓口の運用は、「公益通報者保護規程」に従い、取締役及び使用人が社内での法令違反行為等についての相談又は通報を行いやすい体制を構築するとともに、相談者・通報者に対して不利益な取扱いが行わないこととする。
- (6) 内部監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備し、高い専門性及び倫理観を有する内部監査室による監査を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制については、「取締役会規程」、「情報セキュリティ規程」、「機密情報管理規程」並びに「情報管理規則」に定めるところによる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理担当役員は内部統制担当役員とし、リスク管理の統括部門は内部統制室とする。リスク管理担当役員並びに内部統制室は、「リスク管理規程」に基づき、当社及び関係会社全体のリスクを網羅的に把握・管理する体制（以下「リスク管理体制」という。）の構築を行い、これを運用する。リスク管理体制は、社会環境の変化に対応する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 「取締役会規程」に基づき、月1回の定例取締役会並びに随時行う臨時取締役会において重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況についての情報を共有する。
- (2) 「本部長会規程」に基づき、本部長会は、原則として月1回開催し、重要な決定事項のうち取締役会決定事項以外の決定及び取締役会付議事項の検討を行うこととする。また、必要に応じて、臨時の本部長会を開催する。
- (3) 迅速かつ効率的な業務執行を行うため、執行役員会、経営戦略会議、各本部会議等の諸会議を開催し、その検討結果を経て本部長会及び取締役会で決議することとする。
- (4) 予算制度に基づき、月次業績をタイムリーに把握し、必要に応じ対応策を検討・実施する。

5. 当社及びその関係会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

- (1) 「企業行動憲章」及び「関係会社管理規程」その他規程等に基づき、当社グループ全体が一体となって、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制を整備する。
- (2) 「関係会社管理規程」に定める所管部門が関係会社の統一的内部統制を所管する。当該所管部門は、「関係会社管理規程」に基づき、内部監査室及び内部統制室と連携し、内部監査を実施する。
- (3) 「関係会社管理規程」に基づき、関係会社との会議等関係会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を整備するとともに、その職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する。
- (4) リスク管理統括部門は、当社グループのリスクを適時適切に把握するため、「リスク管理規程」に基づき、関係会社から「リスク管理報告書」の提出を求める等当社グループ全体のリスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、これを運用する。
- (5) コンプライアンス担当部門は、関係会社の取締役及び使用人が社内での法令違反行為等について当社への相談又は通報を行いやすい体制を構築するとともに、当社グループの取締役及び使用人に対し、その役職、業務内容等に応じて必要な研修を実施する。
- (6) 経営の効率化とリスク管理を両立させ、適正な財務報告を実現するため必要となるITシステムを構築する体制を整備する。ITシステムの構築にあたっては、「情報システム管理規程」や適正な運用体制を整備するとともに、経営環境や組織、業務とITシステムが相互に与える影響を考慮し、適切にその効果とリスクを評価した上で、当社グループ全社レベルでの最適化、改善を図る。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社グループ各企業は、財務報告の重要事項に虚偽記載が発生するリスクを管理し、低減・予防するために、財務報告に係る規程、内部統制を整備し、その運用を図るとともに、経営環境、組織や業務の変化、変更を評価し、財務報告に係る規程や内部統制の見直しを適時適切に行う。
- (2) 取締役会は、当社グループ各企業の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に対して監督する。
- (3) 内部統制室は、各事業年度において財務報告の信頼性を確保する体制を評価し、その結果を取締役会に報告する。評価の結果、是正、改善の必要があるときには、各主管部門は、早急にその対策を講ずる。

7. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 「企業行動憲章」に、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決します。」と定め、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨むこととしている。また、「企業行動憲章」並びに「コンプライアンスマニュアル」を当社グループの取締役及び使用人に配布、更に社内研修等を通して周知徹底に努める。
- (2) 総務部を反社会的勢力の対応部門とし、事案により所轄警察署や弁護士等の外部専門機関との連携を図るものとする。更に「公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」に加盟し、反社会的勢力に関する情報の収集や、不当要求への適切な対応方法の指導を受

けること等により、体制の強化に努めるものとする。

- (3) 「契約管理規程」に「反社会的勢力との係りに関する調査・確認」の章を設け、新規の取引を検討する会社については、反社会的勢力との係りを必ず調査し、問題ない場合に初めて、取引を開始することとしている。また、締結する契約書には、行為規範条項を設け、反社会的勢力との係りがないことを保証させ、抵触した事実が発覚した場合には無催告で解除できるようにしている。既存の取引相手についても社内規程上、反社会的勢力との係りがないことの確認を義務化している。

8. 監査役監査の実効性を確保するための体制に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助する使用人として適切な人材と人員を内部監査室又は内部統制室から選定する。
- (2) 当該使用人に対する指示の実効性と取締役からの独立性を確保するために、当該使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の同意を要するものとする。
- (3) 取締役及び使用人は、法定事項の他以下の事項を監査役に報告する。
 1. 当社グループの経営・業績に影響を及ぼす重要な事項。
 2. 当社グループの内部監査室、内部統制室及び法務部その他監査業務を担当する部門の活動概要。
 3. 当社グループの内部統制に関する活動概要。
 4. コンプライアンス相談窓口の運用・通報の状況。
- (4) 関係会社の取締役、使用人及び監査役又はこれらの者から報告を受けた者は、法定事項の他以下の事項を監査役に報告する。
 1. 当社グループの経営・業績に影響を及ぼす重要な事項。
 2. 監査役等の活動概要。
 3. 内部統制に関する活動概要。
 4. コンプライアンス相談窓口の運用・通報の状況。
- (5) 監査役へ報告した者が、当該報告をしたことを理由として人事上の不利な取扱いを受けないようにすることとする。
- (6) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他の重要な会議に出席することとする。
- (7) 監査役職務の執行について生ずる弁護士、公認会計士等に対する費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査役職務に必要でないと認められる場合を除き、「監査役への報告等に関する規程」に基づき、会社がこれを負担する。
- (8) 監査役会は、代表取締役、会計監査人、関係会社監査役、内部監査室、内部統制室及び法務部その他監査業務を担当する部門と定期的な会議等を持ち、また監査役と内部監査室・会計監査人との十分な連携を図ることにより、監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。
- (9) 監査役会は稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ取締役及び使用人に対し、その説明を求めることができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 「企業行動憲章」に、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決します。」と定め、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨むこととしている。また、「企業行動憲章」並びに「コンプライアンスマニュアル」を当社グループの取締役及び使用人に配布、さらに社内研修等を通して周知徹底に努める。
- (2) 総務部を反社会的勢力の対応部門とし、事案により所轄警察署や弁護士等の外部専門機関との連携を図るものとする。さらに「公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」に加盟し、反社会的勢力に関する情報の収集や、不当要求への適切な対応方法の指導を受けること等により、体制の強化に努めるものとする。
- (3) 「契約管理規程」に「反社会的勢力との係りに関する調査・確認」の章を設け、新規の取引を検討する会社については、反社会的勢力との係りを必ず調査し、問題ない場合に初めて、取引を開始することとしている。また、締結する契約書には、行為規範条項を設け、反社会的勢力との係りがないことを保証させ、抵触した事実が発覚した場合には無催告で解除できるようにしている。既存の取引相手についても社内規程上反社会的勢力との係りがないことの確認を義務化している。

